

2002年EASTICAセミナー
「地域のアーカイブズの直面する法的問題と
課題」とICA法制委員会報告について

藤 隆宏
Takahiro To

ICA（国際文書館評議会、または国際公文書館会議）の東アジア地域支部であるEASTICA（East Asian Regional Branch of the International Council on Archives）は、1993年に発足し、現在A～E 5つのカテゴリーに区分された39の会員を持つ。カテゴリーA会員には、中国、香港（中国特別行政区）、マカオ（同前）、日本、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）、韓国、モンゴルの7つの国・地域の国立アーカイブズ機関が名を連ねている（日本は国立公文書館）。全史料協は、国・地域レベルのアーキビスト団体としてカテゴリーBの会員である（因みに企業史料協もカテゴリーB会員である。）。

EASTICAでは2年に1度開催される総会と、例年開かれる理事会に併せてセミナーやワークショップを開催している*1。2002年12月1日から6日まで、マカオにて「地域のアーカイブズの直面する法的問題と課題」をテーマにセミナーが開催された。日本からは、国立公文書館から4名（理事会にも出席）、ユタ系図協会東京支部図書館（カテゴリーC）から1名、全史料協から私1人、計6名が参加した。カテゴリーAメンバーの中では、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）だけが不参加であった。また、この時ICA事務総長Joan van Albada氏もセミナーを訪れ、基調講演を

行った。

セミナーの内容は以下のとおりであった。

セミナー・セッション1：基調講演

Joan van Albada氏「アーカイブズの課題：回顧と展望」

セミナー・セッション2：各国報告（カントリーレポート）

セミナー・セッション3：アーカイブズの法的問題

Josef Zwicker氏「電子的環境下における真正性についての問題」

Gary Peterson氏「新技術と著作権：アーカイブズに及ぼす影響」

Guo Siping氏「中国における宗教アーカイブズの保存：問題と批評」

Sarah Choy氏「アーカイブズおよびレコード法制の原理」

セッション1、ICA事務総長Albada氏の講演の後、セッション2において各国立公文書館によりテーマに関する各国の状況報告が行われ、アーカイブズ関連法・制度の整備状況と今後の課題（戦略）についての情報を交換した。日本以外の報告では、国内の公的記録の管理全般について定める「記録管理法」的な法整備が議論の軸になっている様に感じた。中国・韓国・モンゴルでは既に整備されている。整備されていない香港・マカオではそれ

*とう たかひろ：第14期総務委員会委員 和歌山県立文書館

を問題とし、法制定とそれにとまなうアーカイブズへの権限付与の重要性及びそのための戦略を述べていた。日本は国立公文書館が、アーカイブズの公開と個人情報等の保護の問題について報告した。なお、EASTICA会員ではないが、CLMメンバー（後述）であるKhalid Hafiz Abu Dayeh氏により、パレスチナの状況報告も行われた。パレスチナの報告は、法整備以前の問題として、他国の侵略や戦乱等により重要な記録が破壊され、あるいは奪われているとし、その奪われた記録を取り戻すための支援を訴えるものであった。Albada氏講演及び各国報告での議論の概要は、国立公文書館『アーカイブズ』第11号で報告されている*2ので参照されたい。

セッション3は、ICA法制委員会（CLM：Committee on Archival Legal Matters）のメンバーを中心とする専門的な報告であった。CLMはアーカイブズ関連法制についての調査研究を行い、専門的な助言や標準の作成等を行う委員会である。故に近年のCLMにおける重要課題についての研究成果報告の場ともなった。ICAでは、2000年に開催された第14回大会決議勧告において、電子記録と情報技術についての対策の必要性を挙げている*3。セッション3の報告4本うち、Zwicker報告を今回紹介する訳だが、同氏とPeterson氏、Choy氏はCLMメンバーであり、三者の報告は何れも基本的に電子化にどう対応していくかという最近のICAの問題意識に根ざしたものであるといえる。しかし中国のGuo氏の報告はそれらと趣を異にし、民間の組織である宗教団体の保有するアーカイブズをいかに公的に（つまり国家が）把握していくべきか、という課題であった。

Guo氏の報告と東アジア諸国の各国報告における大方の議論では、アーカイブズの保存や利用について、いかに国家が統制（収集も含めて）を加えていくかという意識に基づいているように感じた。（もちろんCLMメンバーの報告においても、電子記録の保管等について法的規制の必要性を主張しているが、そ

れよりも露骨に感じられた。）当然のことであるが、それぞれの国のアーカイブズ体制はその国の政治体制と深く関連している。そのことを体感する場であった。（このことについては、セミナーに出席した国立公文書館大濱徹也理事（当時）が「公文書館制度への理解をどう形成するか」（『アーカイブズ』第11号）で触れている。）アーカイブズは国民の権利を保障する場ともなるが反面支配する機能も持つ。むしろ後者の機能ばかりが充実した国もあるかもしれない。この忘れがちなアーカイブズの性格を再認識させられた。単にアーカイブズ・アーキビストの数、アーカイブズ法制の数的な整備度だけで、アーカイブズの「先進国」と評価しうらやむことは単純に過ぎることであり、慎重になるべきことであろう。

（その辺を差し引いても、多くの国が日本のアーカイブズ状況よりは明らかに「先進国」といえるだろうが。）日本国内で、今後「記録管理法」制定等に向けて運動する場合には、このような法整備が両義的な機能・性格を持ちうることを忘れてはならない。

今回紹介する報告の報告者、Josef Zwicker氏は、スイスのバーゼル市文書館に勤務するアーキビストで、CLMメンバーである。氏の報告の序論で触れられている様に、2000年の第14回ICA総会は、アーキビストが、真性記録の保存と利用を保証して市民の権利を守るためにリーダーシップを発揮すべき勧告をした。その後CLMに、電子的環境下における記録の真正性を確保するための法的・技術的研究を行う分科会が設置され、2002年3月、ユネスコに報告書を提出している。本報告は、ここでの議論を紹介するものであり、急速に進む電子化について、電子データの脆弱性を指摘し、その真正性をいかに保持していくか、そのためにアーキビストは何をすべきかを論じたものである。

Zwicker報告は、電子社会の持つ情報（の真正性）維持についてのリスクを列挙し、警鐘を鳴らす。そしてこの問題点を誰よりもよく理解し、問題に取り組むべきはまさにアーキ

ピストであると述べる。電子環境下において真正性のあるアーカイブズを維持、入手可能にするためには、記録の作成段階からの、法的・技術的・そして人的組織や管理形態の変化ということまで含めてのシステム整備が不可欠で、そのためのルール作りにアーキビストが深く関わる必要があると主張する。つまり電子化社会という新たな社会システム構築の場へのアーキビストの深い関与が必要不可欠であると述べているのである。アーキビストには、それに応えうる能力と、IT技術者や政策決定者等の政治的社会的実力者と連携する活動力・戦略が要求される。

具体的に考えるべき法的な問題点について、様々な法令の改正例等を示しながら論じているが、例示される法律は会社法、刑事訴訟法、証拠法、電子署名法、商法等と、実に広範囲にわたっている。すなわちアーキビストが関わるべき、真正性が問題となる領域がこれだけの広範囲にわたることを示している。従来から、一般論として、アーキビストは文書・記録の作成段階から廃棄・アーカイブズとしての保存まで、文書管理全般に深く関わるべきであるといわれてきた。全世界的に電子化が急速に進む今日において社会の「信用」システムを維持していくためには、この一般論は重要性を増しているのである。

ただ、私は、この報告の紹介する事例のためか、ここでの議論が、既にある程度のアーカイブズ法制とそれに基づきアーカイブズの権限が認められている社会を前提に置いており、その上で、電子化に対応するためのさらなる社会システム構築への積極的関与を主張しているように感じる。具体的には、個々の法律の改正にアーキビストが関わることはもちろん、包括的に「記録管理法」の改正をイメージしているのではないだろうか。そうなると、「記録管理法」のない日本では、議論の前提となるべき土壌が出来ていないということになる。日本においては、この報告が示す目標に到達する為には、他国より多くの段階的な戦略を考える必要があるのかもしれない

い。しかし、急速な電子化にともなって爆発的に増加している電子的記録の真正性が保証できないということになってしまうと、国内や国家間取引等の基本となる「信用」の社会システムが崩壊し、社会に不安をもたらすことになってしまう。それ故に今まで無力であったアーキビストの発言を重要なものとして取り入れさせることの必要性は重大であり、またこのことは、アーカイブズ制度の必要性が理解される良い機会となるかもしれないし、機会としなければならない。

なお、2000年ICA総会勧告では、CLMが電子的環境下における著作権問題について監視し、専門的助言を提供することも明記してある。この問題についての報告も、Peterson氏によって行われたが、残念ながらここに掲載できなかった。これも非常に重要なものである。興味のある方はEASTICAウェブサイトでも公開されているセミナー記録『East Asian Archives』No.9⁴を参照していただきたい。

おわりに、近年の日本国内の動向を簡単に述べる。電子記録長期保存のリスクや、Zwicker報告でも引用されている電子化に関するICAや各国における議論・対策事例については、小川千代子『電子記録のアーカイビング』が詳しく紹介し、反響を呼んだ。国立国会図書館では、2002年度より電子情報の長期保存のための調査研究を開始し、海外における取り組みを詳しく紹介・検証し、また独自の調査を行っている⁵。2005年度以降、これらの研究をふまえた、電子情報・電子出版物の長期保存についての具体的アクション（ガイドライン策定・システム構築等）が始まる。

2004年には、小泉首相が、所信表明演説の中で公文書館の体制整備について言及した。また、内閣官房長官の諮問機関「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」が報告書をまとめ、国を挙げてのアーカイブズ体制の整備、国立公文書館の強化等を求めているが、その中心的な課題として、電子的記録の保存があげられている。この懇談会報

告を受け、2005年より、内閣府は「電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあり方に関する研究会」を開催している。内閣府研究会、国立公文書館、国立国会図書館において、技術的課題についての情報収集・研究レベルでの体制は整いつつあるといえる。あとはこれらからの成果を、如何に制度的に具現化させるかという、「戦略」が課題となる。

2004年11月、内閣府と国立公文書館主催のシンポジウム「未来に残す歴史的文書・アーカイブズの充実に向けて」が開催され、アーカイブズの「先進国」、カナダとオーストラリアの国立公文書館アーキビストによる基調講演があった。現在では、アーカイブズの先進国とは、電子記録保存についての技術的・制度的な先進国と同義である。ここでの議論から、電子記録の公文書館への移管・保存制度を確立する過程において、彼らがどのような「戦略」をとったか、非常に参考になった。^{*6} Zwicker報告にもあるように、技術はもちろん大事だが、アーカイブズ機関に法的権限を与え、IT政策を決定する機関に深く関与するようにしなければ、最終的に課題は解決できない。そのための「戦略」を模索することが大事であろう。

一方、一連のe-Japan戦略の流れで、e-文書法（民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等）が制定・施行された。それに伴い、民法、商法等で保存が義務づけられている民間事業者等の記録の大部分が、電子的に保存されることを許された。これまでのe-Japan戦略の取り組みにおいては、電子記録の長期保存・真正性維持について注意が払われているとは言い難い^{*7}。民間事業者が法的に記録保存を義務づけられる期間は10年程度であり、「(単に、読める程度の)長期保存」について技術的・コストの問題（マイグレーションの回数等）は公文書館と比して少ないかもしれないが、真正性の保持保証についてはどうであろうか。この点、アーキビストによる検証が必要なのではないだろうか。

いずれにしても、もはやIT化の流れは止められない。記録の保存・真正性保証の観点から、情報のやりとりは全て紙ベースに戻す、という定めを作ることは不可能だ。ならばその流れの中にアーカイブズも入り込み、アーキビストは、高度IT社会の隠れたリスクを指摘し、それへの対策を不可欠なものと多くの人に認識させ、その対策の先頭に立つ必要がある。

- *1 2003年11月に第6回総会、理事会及びセミナーが中国浙江省杭州市で開催され(独立行政法人国立公文書館『アーカイブズ』第14号 平成16年3月)、2004年11月には韓国釜山にて理事会及びセミナーが開催されている(『同』第17号 平成16年12月)。
- *2 国立公文書館公文書専門官梅原康嗣・業務課保存係長菊池貴道「国際公文書館会議東アジア地域支部(EASTICA)セミナー報告」(『アーカイブズ』第11号 平成15年3月)
- *3 第14回ICA大会決議勧告は、小川千代子『電子記録のアーカイビング』(2003年12月)に日本語訳されている。
- *4 <http://www.eastica.org/Publication/EAArchive/EAA09/EAA9.pdf>
- *5 報告書や活動記録等は、同館ウェブサイト上で公開されている。
- *6 『アーカイブズ』第18号 平成17年3月。
- *7 (財)沖縄県文化振興会 仲本和彦「電子時代の米国国立公文書館」(『アーカイブズ』第13号 平成15年12月)等を参照。